

## 第21 非常コンセント設備

### 1 設置位置

非常コンセントの設置位置については、次によること。

- (1) 令第29条の2第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、地盤面からの高さが31mを超える階については「11階以上の階」と同様に非常コンセントを設置すること。●
- (2) 設置位置は「第20 連結送水管」3(3)から(5)を準用すること。

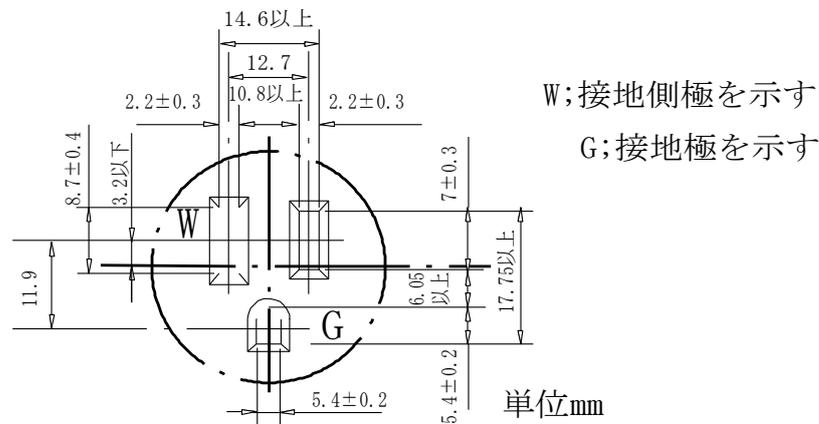
### 2 電気の供給容量

非常コンセントの電気の供給容量は、単相交流100V、15A以上とし、一の幹線に3個以上の非常コンセントが接続されている場合にあっては、最大3個の容量として算定すること。

### 3 非常コンセント

非常コンセントは次によること。

- (1) プラグ受けは、JIS C 8303の設置形2極コンセントのうち定格が15A以上、125Vに適合するもので極数及び極配置は第21-1図によること。
- (2) 保護箱内には、(1)のプラグ受けを2個設けること。●



第21-1図

### 4 接地

規則第31条の2第4号に定める接地工事は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日付け通商産業省令第52号）第10条及び第11条によるD種接地工事（以下本設備において「接地」という。）とすること。

### 5 保護箱

規則第31条の2第2号に定める保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込むか又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）第3第1号(2)に準じたものを設けること。

ただし、屋外階段等、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあっては、この限りでない。

- (1) 保護箱の大きさは、長辺が25cm以上、短辺が20cm以上であるものとする。●
- (2) 保護箱に用いる材料は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとする。●
- (3) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。●
- (4) 保護箱内には、差込プラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。●
- (5) 保護箱内には、通電表示灯を設けること。●
- (6) 保護箱には、接地を施すこと。

## 6 電源及び配線

電源及び配線は、次によること。

- (1) 電源からの回路は、各階の主配電盤から専用とすることとし、回路上には地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (2) 電源の配線用遮断機には、非常コンセント設備用である旨の表示をすること。
- (3) 非常コンセントに設ける配線用遮断器は、非常コンセントごとにそれぞれ設け、容量は100V 15A以上とすること。
- (4) 分岐する場合等に用いるプルボックスは、5(2)に準じたものであること。
- (5) 非常コンセントに電気を供給する電源からの回路は、各階ごとに2以上となるように設けてあること。ただし、設けるべき階ごとの非常コンセントの数（保護箱の数）が1個のときは、1回路とすることができる。
- (6) 1回路に設ける非常コンセントの数（保護箱の数）は10以下とすること。
- (7) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

## 7 非常電源、配線

「第23 非常電源」の基準によること。

## 8 表示及び標識等

- (1) 規則第31条の2第9号イの規定による表示は、1字につき3cm角以上とすること。
- (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火（以下「表示灯」という。）は、「第2 屋内消火栓設備」9(2)ア(オ)bを準用すること。
- (3) 灯火の回路の配線は、6(3)の配線用遮断器の一次側から分岐するものとし、当該分岐回路に保護用ヒューズを設けること。
- (4) 通電表示灯は、3(2)のそれぞれのプラグ受けに設けること。なお配線は配線用遮断器の二次側から分岐すること。

## 9 保護箱と消火栓箱等の接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- (3) 消火栓箱部分の扉の保護箱の扉は、別開きができるようにすること。
- (4) 非常コンセント設備の表示灯は、他の消防用設備等の表示灯と兼用することができる。  
この場合、当該表示灯の回路は非常電源付きの耐熱配線とすること。

別図 回路構成図

